

平成31年度大磯港指定管理業務事業計画書

A. 管理に当たっての基本的な考え方について

大磯港は相模湾のほぼ中央に位置し、東西に緩いカーブを描く海岸線にあり、1964年（昭和39年）には、コンクリート用骨材の陸揚げ施設として地方港湾の指定を受けました。また、古くから沿岸漁業が営まれ、漁港エリアの荷さばき地は地方卸売市場法に基づく市場に指定されるなど、水産拠点として利用されてきました。このように、大磯港の主たる利用者は骨材事業者及び漁業関係者ですが、地方港湾指定時に駐車場が整備されたことにより、大磯海岸でのサーフィン愛好者や釣りを楽しむ人々に広く利用されるようになりました。大磯町は、中立・公平な立場から主たる利用者間の利用調整を行うとともに、主たる利用者だけでなくサーファーや釣り人などの利用に際しての安全管理にも努めていきます。

具体的には、職員1名が、土曜日（年末年始を除く）、5月の連休、7月・8月の日曜日及び大磯市などのイベントが開催される日曜日に日直勤務を行い、港湾利用者の利便性の向上を図ります。

また、現在、県が策定した大磯港活性化整備計画に基づく施設整備が進んでおり、平成29年7月には津波避難タワーが完成しました。町では、併設するステージにつきまして、利用のルールを作成し、観光事業や地域活性化事業への活用を図っております。

他にも現在の大磯二宮漁業協同組合の建替えに併せて、町が大磯港活性化整備計画に位置づけられている飲食提供施設や農水産物等物品販売施設を含む賑わい交流施設の整備を行い、国土交通省の制度である「みなとオアシス」の登録を目指し、新たに賑わいを創出していきます。その他、「めしや大磯港」や県下最大の「市」と評される大磯市、レンタサイクル等通年開放しているポートハウスであるがさきの指定管理者の導入など様々な取組みを行っており、今後、大磯港は新たな交流拠点の一つとなり、大磯を訪れる方々にとって、周遊型観光の中心として位置づけていきます。

このような状況を踏まえて、大磯町としては、大磯町観光協会、大磯町商工会等の関係団体と連携して、旧吉田茂邸のある県立大磯城山公園など、他の観

光拠点と大磯港をネットワークで結び、大磯の豊かな自然や文化などの地域資源を活かしていきます。また、大磯港内の各施設の適正な維持管理を実施するに当たり、神奈川県と大磯町との間で定期的に情報共有を行う場を設け、適切な施設運営に努めます。

B. 諸規程の整備状況（就業規則、給与規程等）

1 個人情報保護について

大磯町では、個人情報の管理を適正に行うため、「大磯町個人情報保護条例」を定めています。

指定管理業務における個人情報の取り扱いについては、「大磯町個人情報保護条例」に基づくとともに、「神奈川県個人情報保護条例」及び関係法令の規定を遵守し、個人情報の適正管理を行います。

大磯港における業務については、利用承認等の際して、個人情報を数多く取り扱うことが予測されることから、その管理に当たっては「神奈川県個人情報保護条例」「大磯町個人情報保護条例」を遵守するとともに、適正な個人情報保護の運用に努めていきます。

また、「大磯町個人情報保護条例施行規則」には、個人情報の取扱い及び管理その他の個人情報保護について必要な措置を講ずるため、個人情報管理責任者の設置に関する規定を定めています。管理責任者の設置及び管理体制のもと、個人情報を取り扱う事務に関し、パソコンのパスワード管理、日々の退庁時における文書のキャビネット保管、目的が終了した個人情報の適切な廃棄など、個人情報を適正に管理します。

個人情報保護が適正に行われるためには、それを取り扱う職員が意識を持って管理することが重要です。

個人情報保護については、関連する情報公開・文書管理とともに研修を行い、個人情報保護及び文書管理の重要性についての周知徹底を行います。また、日々の業務における個人情報の入手・保管・使用・漏えい防止などについて、職場内のミーティングでその取扱いを確認・指導し、個人情報の適正な取り扱いについての周知徹底を行います。

2 会計事務、公金の適正管理について

大磯町では、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき、会計事務・公金の管理を適正に行うため、「大磯町予算決算会計規則」において予算・収入・支出などを規定しています。

大磯港の管理に当たってもその内容を遵守し、「神奈川県財務規則」に基づき適正な会計事務処理、公金の管理運用に努めるとともに、会計管理者やその職務を補佐する出納員、現金出納員、現金取扱員により、公金の適正な管理を図っていきます。

予算・決算については、町議会の承認を得た上で執行しており、町の監査委員による例月出納検査・定期監査・決算審査を実施しています。基本協定書第25条の規定する県への納付金については、年度協定書で定める期日までに、着実に支払いを行います。

荷さばき地利用料の納付事務等については、現金出納員の資格のある職員がその任に当り、利用者へ利用料の納付依頼及び利用料の神奈川県への支払いを遅滞なく執り行います。特に年度末については、事務に滞りが無いように細心の注意を払います。

3 施設及び物品の維持管理に関する体制等について

施設管理については、年間事業計画及び収支予算書を作成し、これに従い保守点検ならびに修繕の必要な箇所を把握したうえで、常に安全かつ快適に利用できるよう効率の良い管理と利用者へのサービスの向上を目指し運営してまいります。

施設等の維持管理については、職員若しくは嘱託職員等が定期的に巡視し、施設の不具合の有無の確認を行い、不具合を発見した場合には神奈川県に報告及び協議を行うとともに設置業者に依頼し、不具合が大きくなるように速やかに対応します。

また、大磯港の管理に関する基本協定書に基づき大磯町にて管理施設の修繕等を行う場合は「大磯町契約規則」に基づき手続きを行います。

C. 業務の執行体制について

行政組織体制は、地方自治法に基づく「大磯町部等設置条例」に定めており、大磯港の業務に関することについては、産業環境部産業観光課みなと推進係で事務を行うことになっています。

大磯港の事業執行については、「大磯町事務分掌等に関する規則」に指定管理についての分掌事務が明記されており、所属長の判断により事務が分担されています。

また、規則の中には必要に応じて分担外の事務を相互に援助し処理することが規定されており、大磯港を管理していく上での懸案事項については、担当だけではなく職員全体で共通認識をもち、検討を重ねながら素早い対応を心がけてまいります。

なお、事案を処理する場合においては「大磯町文書管理規程」に従い、起案、回議を行い責任者の決定を受けます。なお、回議については、「大磯町事務決裁規程」において事務の種類および決裁事項ごとに決裁区分を定めています。

事故防止対策等については、利用者の安全を最優先と考え、気象情報には常に注意を払うとともに、施設内を適時巡視して危険箇所や修繕箇所の把握に努め早急に対処し、立入禁止区域や防護柵等の管理を行い、危険を伴うことが予想される場合には港内放送や掲示板を利用して啓発活動を徹底します。

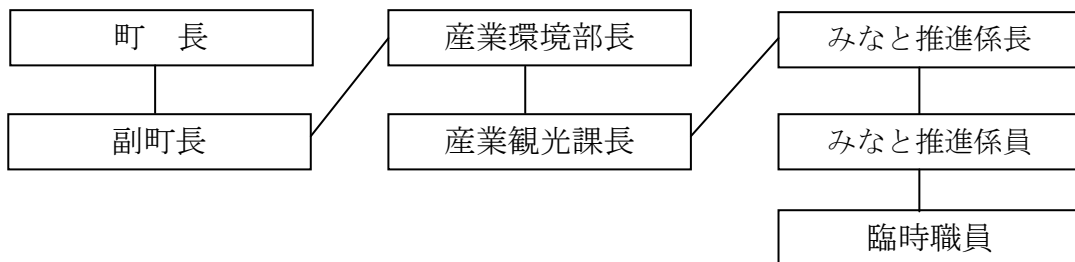
また、事故に備え、職員の救命講習の参加による蘇生技術の習得、町内開業医及び中郡医師会及び近隣市町の病院への協力要請、港湾敷地内に保管されている消防署所管の救難救助艇の活用など、関係機関との連絡体制の整備を図ります。

－ 組織体制案（参考） －

産業観光課みなと推進係

- ※ 係長 1 名、担当職員 2 名、臨時職員 4 名を配置。
 なお、状況により随時臨時職員を雇用して対応。

組織図



事務分担表

所 属	事 務 分 担
係長	<ul style="list-style-type: none"> ・大磯港管理運営の統括に関すること ・係長等の指揮監督に関すること
係員	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の利用に関すること ・駐車場料金の納付に関すること ・各種業務委託に関すること ・岸壁及び荷さばき地の利用承認申請及び入出港届について ・収入証紙に関すること ・関係機関との事務連絡・調整
臨時職員	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物収集、分別 ・港内巡視 ・草刈り、除草 ・港内破損箇所補修（軽微なもの） ・施設・設備・用具点検 ・屋内清掃

D. 人員配置計画、指定管理業務実施に伴う取組状況について

1 人員配置計画

大磯港の機能を効率的に運用できる人員を必要最小限確保します。

基本的には、係長 1 名、係員 2 名、輪番制による臨時職員 4 名により対応します。

－ 人員配置表 －

	正職員	臨時職員
平日 (年末年始を除く)	2～3名	2～3名
土曜 (年末年始を除く)	1名	2～3名
日曜・祝日 (年末年始を除く)	必要な場合に1名	必要な場合に1名

- ・職員 1 名は、土曜日（年末年始を除く）、5 月の連休、7 月・8 月の日曜日及び大磯市などのイベントが開催される日曜日は日直勤務を行います。
- ・臨時職員は、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）を除き、正職員の配置と同様に勤務します。

2 指定管理業務実施に伴う取組状況

大磯港管理運営において中立性を保ちながら一部の利用者が不利益になることのないよう公正、迅速、正確に業務が行えるよう、人事異動による業務引継時や事業年度更新時においては特に遅延なく利用承認業務等を適正に実施できるよう体制整備に努めます。

港湾管理を主体とした研修会や講習会の開催情報を広く集め、職員を出席させることにより、最も重要である船舶等に関する専門知識や技術の向上を目指していきます。

また、県や町が行う各種自治研修を積極的に受講し、日常業務の遂行に必要な知識や技能だけでなく、効率的かつ効果的な行政運営に必要な経営感覚、地域の特性を活かした創造的な政策の企画・立案能力の向上及び接遇の改善を図ります。

このほか、労働時間の短縮の取組みについては、業務量や仕事のやり方の見直し、検討などを行い日々の業務の改善を図ったり、週2回のノー残業デーを設けるなど働きやすい職場環境の実現に努めています。

E. 利用承認業務の適正な実施について

利用承認事務等の執行に当たっては、条例、規則、利用上の取り扱い等を遵守し、港湾関係諸法令を熟読することにより、中立性を保ちながら一部の利用者が不利益になることのないよう公正に、また、行政という立場からも承認に当たっての承認条件等の書面における指導も行い、業務引継時や事業年度更新時においては特に遅延なく利用承認業務等の適正な実施が行えるように体制を整備します。

ー 利用承認（岸壁）の手順 ー

大磯港岸壁の利用に当たり、岸壁利用承認申請書に基づき、岸壁の利用を承認します。

1 申請書の受理

窓口にて申請者から岸壁利用承認申請書の提出を受け、その場で記載漏れや利用金額等に誤りがないか、添付書類に不足がないか等、細心の注意を払って確認のうえ受理します。

利用金額については事前に申請書に仮記載しておき、受理をした職員が再度料金表を確認します。（住所変更等のあった申請は特に注意を払って料金を確認します。）

利用料の納入方法は収入証紙によるので、その旨及び必要事項を説明します。

2 申請書の回議

受理した申請書はデータとしてまとめ、決裁規定に従い回議を行うことで、再度内容の確認をします。

3 承認書の交付

産業観光課長の決裁後、町長印を押印し、承認書を申請者に交付します。

4 入出港届業務

岸壁の利用後、申請者から入出港届を受理します。

5 事後処理

岸壁利用承認申請書及び入出港届を整理し、5年間保管します。

ー 利用承認（荷さばき地等）の手順 ー

大磯港荷さばき地等の利用に当たり、荷さばき地利用承認申請書に基づき、荷さばき地の利用を承認します。

荷さばき地はA～Gバースの7区分に分かれており、利用区分は事実上A～Dバース、Eバース、Fバース、Gバースの4区分となっています。

※A～D、E、Gの各バースは、年間4回・3ヶ月単位で申請を受け付けますが、利用事業者には原則変更はありません。

※Fバースは、「大磯港西荷さばき地Fバース利用申込要領」により、月間2回・年間24回の利用申請を受け付けます。現在は、月を前期と後期に分けて各1業者ずつが利用していますが、利用希望が3者以上の場合は、次により抽選を行います。

- ・月末に複数者で抽選を行い、翌々月の前期と後期の利用を決めます。
- ・抽選は、予備抽選と本抽選の2回行います。
- ・予備抽選は、申請書の提出日が早いものからクジをひき、本抽選の順を決めます。
- ・本抽選は、当選と記入された紙と、はずれの白票とのいずれかを引くことにより決定します。

1 申請書の受理

窓口にて申請者から荷さばき地利用承認申請書の提出を受け、その場で記載漏れや添付書類に漏れがないか等、細心の注意を払って確認のうえ受理します。

2 申請書の回議

受理した申請書はデータとしてまとめ、決裁規定に従い回議を行うことで、再度内容の確認をします。

3 承認書の交付

産業観光課長の決裁後、町長印を押印し、承認書及び荷さばき地利用料納付書を申請者に交付します。

4 荷さばき地利用料の神奈川県への納付事務

申請者から荷さばき地利用料の納付を確認した後、神奈川県会計管理者へ町から荷さばき地利用料を納付します。

5 事後処理

荷さばき地利用承認申請書を整理し、5年間保管します。

F. 維持管理業務について

1 清掃等業務実施について

施設利用者や来港者が不快な思いを抱くことのないように、防波堤や臨港道路附属駐車場、係留施設等の定期清掃や緑地の草刈り、除草、樹木の剪定等を行います。また、港湾区域のため、道路や歩道上に砂が堆積していることが多いので、歩行者や車の通行の支障のないよう、掃き掃除を行うなど適切に管理します。

なお、清掃後において汚れが生じた際には、その都度清掃を実施するとともに、台風通過後や突然のトラブルにも迅速に対応し、施設を常に清潔に保つよう心掛けます。ゴミの処理については、燃えるゴミやプラスチックゴミなど種別ごとに分別し、適切に処分します。

公衆トイレ2箇所の清掃及び管理事務所のワックス清掃（年2回）、ガラス清掃（年4回）を清掃業務委託として入札発注を予定していますが、それとは別に日常清掃として事務室、会議室、トイレ、階段等の清掃を職員にて対応します。

2 港内巡視等業務実施について

日常において臨時職員が随時施設内を巡回するほか、清掃業務等の実施中においても港内に異常がないか気を配り、危険箇所や修繕箇所の把握に努め、早急に対処します。危険を伴うことが予想される場合には港内放送や掲示板を利用して啓発活動を徹底します。

防犯面においては、休日及び夜間の警備専門業者への機械警備業務委託や、地域を所管する地元警察（大磯警察署地域課）による巡回強化などを依頼して、港周辺を含めた安全管理に努めます。

その他、荒天時や台風接近時には、被害を最小限に抑えるため、巡視による船舶のロープチェック、船舶の所有者への増しもやいの実施を依頼するとともに、夜間等に船舶の確認に来る所有者のための安全を確保します。

気象警報等の発表が予測されるときは、常勤職員の管理事務所への参集待機による監視、台風通過時の港内巡視点検により被害状況の確認等を行います。

3 保守点検、修繕等業務実施について

施設利用者や来港者が快適に港を利用できるよう、設備の保守点検を定期的に実施します。

駐車場料金精算機器に関しては、専門業者へ保守点検委託を行い、万一トラブルが起きた際には委託業者と連絡を密に取り、解消に努めます。

港内の電気設備に関しても専門的な知識が必要なため、電気主任技術者に保守委託を行います。

防潮門扉については、常勤職員及び臨時職員により、月1回の開閉点検及び清掃を行います。また、専門業者に定期的な保守点検業務を委託し、非常時にスムーズに開閉ができるよう安全管理を徹底します。

また、職員による巡視や港湾利用者等からの報告により、修繕が必要となった場合には、県へ報告を行います。その後、県と修繕内容や修繕の方法について協議を行い、速やかに対応します。

G. 駐車場管理業務

公金である駐車料金の管理については、釣銭不足が発生しないよう注意し、補充の必要が生じた場合は、速やかに対応するとともに、収支データの確認、月集計との整合性を図り、厳重なチェック体制を整えて金額に誤差額が生じないように管理します。

駐車場の機器の故障時等については、保守委託業者等と連絡を密に取りながら対応し、適正な管理に努めます。

また、日祝日や夏季等混雑期には通常無人である場内に係員を配置して、空き駐車スペースへの誘導や入場規制などを行いながら混乱を防ぎ、入場の順番待ちをしている車両へ駐車状況を的確に知らせることができるよう努めます。

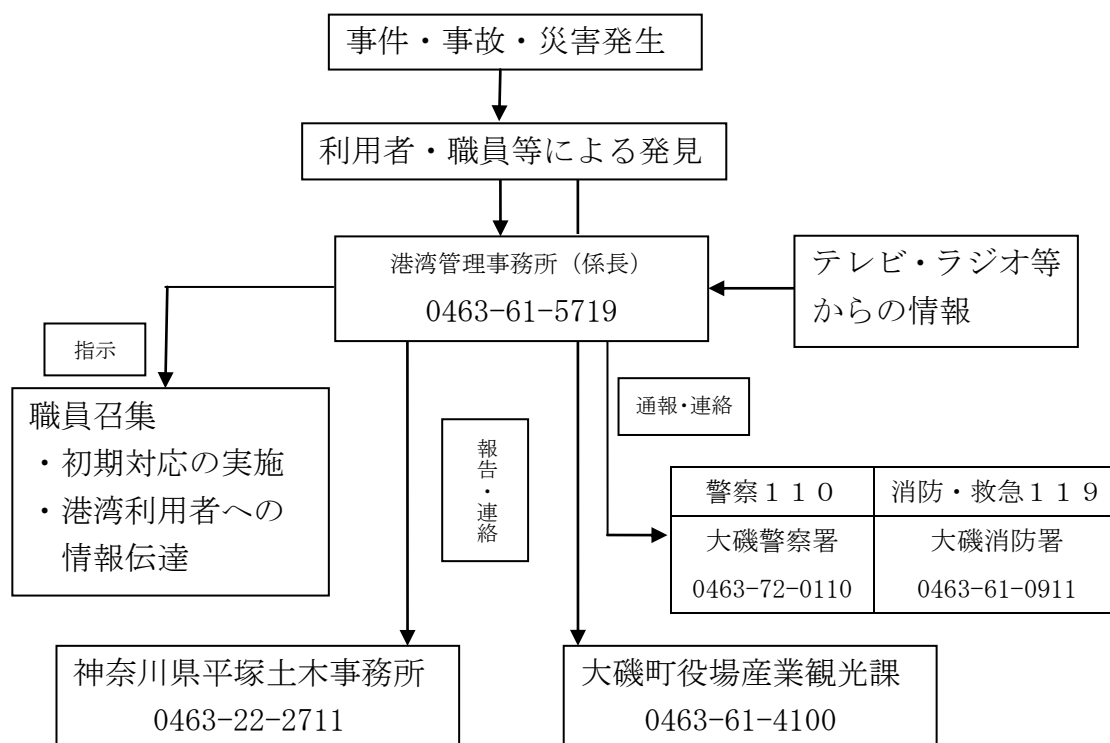
H. 災害等、異常気象時の適切な対応について

大磯港は、大規模な災害等が発生した場合、または発生するおそれがある場合には、神奈川県地域防災計画に基づき緊急物資受入港及びヘリコプター臨時離着陸場になることから、県と連携して、県が実施する大磯港の利用制限に全面的に協力するとともに、港内利用者等に対する誘導、情報提供等を行います。また、実効性のある連携・協力に向けて、県と適宜、訓練等を重ねるなどの取組みを進めていきます。

津波発生時には、職員は、津波情報を迅速に収集し、状況に応じて、避難誘導を港内放送を通じて利用者に伝達し、防潮堤北側に避難誘導を行います。また、被害等の状況伝達を的確に行い、県、消防署、町役場、警察等の関係機関と連携して業務を遂行します。

大磯港には防潮門扉が12箇所設置されています。津波被害を最小限に抑えるため重要な役割を果たす防潮門扉の閉鎖については、津波警報及び注意報を踏まえた初動体制をいち早く確立し、迅速な対応で大磯町関係各課と協力し、防潮門扉の閉鎖を行います。異常気象時の対応においても、状況に応じて港湾区域内の巡視強化や事務所内に職員が詰めるなど、24時間の管理体制をとり、被害状況の把握や迅速な対応を行います。

—災害時の緊急対応—



I. 漁業者、骨材事業者等、複数の事業者間における利用上の調整

について

大磯町は、漁業者及び漁業協同組合と長期にわたり良好な信頼関係を築いてきました。また、大磯港は漁業やレジャーとしての遊漁が盛んであり、今後、飲食提供施設及び地域農水産物等物品販売施設等と漁業協同組合施設を併せ持つ賑わい交流施設を整備するうえで漁業者及び漁業協同組合と利用調整を図り、より良い環境整備に努めていきます。

さらに、現在、2組合及び1企業の骨材事業者が、大磯港を利用しており、大磯町及び周辺市町の土木建設業の振興発展に多いに寄与しております。今後も、骨材事業施設の機能と役割は、神奈川県全体を視野に入れた骨材等の荷揚げや積みおろしのベース港として重要であるとの認識のもと、骨材事業者が担う機能と役割を十分に理解した上で、さらに深い信頼関係を築いていきます。

なお、利用調整に際しては、複数の事業者間の権利関係が複雑に絡む場合があるので、県との連携をとりながら、公平中立を基本に取り組んでいきます。

J. 利用促進、広報について

大磯港周辺には、日本最初の海水浴場、日本の渚100選及び県の探鳥地50選（アオバト集団飛来地）に選ばれている照ヶ崎海岸、国指定民俗文化財に指定されている左義長などがあります。これらの地域資源や他の舞台との連携によるニューツーリズムなどの事業を展開し、大磯港・大磯海岸への来訪者の増加と駐車場の利用の促進を図ることを目指し、県が募集した「新たな観光の核づくり認定事業」に提案応募し、平成25年2月に認定されました。

また、大磯町第四次総合計画後期基本計画においても、重点事業の一つとして、「大磯港みなとオアシス事業による交流の促進」を挙げています。大磯港周辺を国土交通省の「みなとオアシス」として登録し、その拠点として、大磯港に「賑わい交流施設」を整備することで、人や情報の交流、賑わいの創出、マチナカへの賑わいの拡大を目指します。

この「賑わい交流施設」に地域交流・地域農水産物等販売・飲食などの機能を担う「賑わい創出施設」を設置し、指定管理者による管理運営を通じて、町内外の来訪者に対する交流・休憩、地域農水産物等の宣伝・販売及び飲食の場

を提供し、人や情報の交流及び町内周遊観光に活用することで地域の活性化を図ります。

今後、プール施設を含むポートハウスでるがさきの指定管理者、平成32年度から供用開始を予定している「賑わい創出施設」の指定管理者や骨材事業者及び漁業協同組合などの港湾事業者と連携し、多くの人が大磯港を訪れていただけるよう地域の活性化を促進していきます。

また、大磯港の広報・PR活動は、大磯町ホームページの「大磯港」と「観光情報のイソタビドットコム」を中心に行っており、必要に応じて町広報紙、地域情報紙及び日刊紙などに情報提供を行い、イベント等の掲載がされています。

今後、賑わい交流施設を整備した際には、案内所を設け、大磯港及びその周辺地域の観光情報などを発信し、また、SNSなどを通じて広く情報を提供していきます。

K. 利用者意見の把握、モニタリングについて

大磯港には複数の利用者が存在するため、それぞれ対象を定めて利用状況などについての意見を把握していきます。

1 港内利用事業者

大磯港では、骨材事業者と漁業者が港内で事業を行っています。これらの利用事業者に対し、定期的にアンケートを行い、意見を取りまとめます。

寄せられた意見等は、書類として整理し、県へ報告します。また、その対応について打合せ及び協議を行い、意見に対する改善に努めます。

2 その他の港利用者

近年、北浜海岸でサーフィンをする方が増加しており、多くの人が駐車場を利用しています。

そのため、大磯サーフィン協会等と連携し、サーファーへのアンケートを行い、ニーズや苦情を把握していきます。

また、釣りなどで港を利用している人については、管理事務所に備え付けの利用者アンケートやイベント時の利用者アンケートで利用者ニーズ・苦情を把握し、対処していきます。

アンケート結果は、県に報告するとともに、対応できるものは即時行います。

よりきめ細かい利用者の声を把握していくために、定期的なアンケートを行

い、苦情が発生しないよう取り組みます。

3 その他

近隣住民など上記以外の利用者については、電話等での直接対応、町主催の卓話集会での発言、町ホームページの平成目安箱などによって利用者のニーズ等を把握します。

卓話集会での発言は地区の区長に文書で回答し、平成目安箱は本人に回答をします。

L. 独自の発想による事業、提案について

大磯港を中心とした町の活性化及び駐車場利用者数の増加を目指して、自主事業を実施します。(別紙「自主事業実施計画」を参照)

M. 効率的な運営について

大磯町役場本庁舎と大磯港とは徒歩で10分程度の距離にあり、担当所管課のみなど推進係及び観光推進係の人員を大磯港港湾管理事務所に配置することにより、引き続き効率的な事務の運営を図ります。

また、町、県、民間等で構成する大磯港みなとまちづくり協議会において、大磯港が地域に開かれ、町民に親しみを持たれる港となるための効果的な利用方法の検討を行います。

N. 指定管理附帯事業(神奈川県収入証紙販売事業)について

岸壁利用者の利便性を図るため、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会と委託販売契約を締結し、収入証紙販売を行います。

受領した証紙代は、速やかに一般財団法人神奈川県厚生福利振興会に振込みを行い、前月の販売手数料確認書及び売払状況報告書を一般財団法人神奈川県厚生福利振興会に提出します。

なお、収入証紙販売で得た手数料収入額については、毎月の大磯港管理月報で平塚土木事務所に提出します。